

平成25年11月11日

境港市長 中村 勝治 様

境港市下水道料金等審議会

会 長 熊谷 昌彦

### 公共下水道使用料の見直しについて（答申）

平成25年11月11日に市から諮問のありました「公共下水道使用料の見直しについて」、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

#### 記

#### 1. 公共下水道使用料体系（平成26年4月1日施行分）

公共下水道使用料については、平成26年4月1日から消費税および地方消費税を合わせた割合（以下「消費税率等」という。）が、現行の5%から8%に引き上げられることに伴い、排除汚水量の段階ごとに定める現行の使用料の単価に、引き上げられた税率（3%分）に相当する金額を加算し、下表のとおり改定されることが適当である。

#### ◆使用料体系（2箇月分の税込金額）

使用料区分	排除汚水量	現行（税率5%）		改定後① （税率8%）	改定額
		税抜き	税込み		
基本使用料	20 m <sup>3</sup> まで	2,600 円	2,730 円	2,808 円	78 円
超過使用料 （1 m <sup>3</sup> 当り）	20 m <sup>3</sup> 超～40 m <sup>3</sup>	170.00 円	178.50 円	183.60 円	5.10 円
	40 m <sup>3</sup> 超～100 m <sup>3</sup>	192.00 円	201.60 円	207.36 円	5.76 円
	100 m <sup>3</sup> 超～200 m <sup>3</sup>	247.00 円	259.35 円	266.76 円	7.41 円
	200 m <sup>3</sup> 超～1,000 m <sup>3</sup>	290.00 円	304.50 円	313.20 円	8.70 円
	1,000 m <sup>3</sup> 超～2,000 m <sup>3</sup>	302.00 円	317.10 円	326.16 円	9.06 円
	2,000 m <sup>3</sup> 超	313.00 円	328.65 円	338.04 円	9.39 円